

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

令和 年 月 日

一般財団法人 熊本建築審査センター 御中

建築主等 住所
氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありますので、当該変更の内容を下記のとおり説明します。

記

建築物の名称	
建築物の所在地	
直前の確認済証番号 及び年月日	第 号 年 月 日
軽微な変更の内容	
以下に該当する軽微な変更を実施	
<input type="checkbox"/> A：建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更	
<input type="checkbox"/> B：一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内で エネルギー消費性能を低下させる変更	
<input type="checkbox"/> C：建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能 基準に適合することが明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）	
備考	
(注意) 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第三面 別紙)

【空気調和設備関係】

次に掲げる(イ)、(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

(イ) 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率又は窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)若しくは減少

外壁の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少

- ・変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
- ・変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位)
- 《変更前・変更後の平均熱貫流率》
- 変更前() 変更後() 増加率()%

屋根の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少

- ・変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
- ・変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位)
- 《変更前・変更後の平均熱貫流率》
- 変更前() 変更後() 増加率()%

外気に接する床の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少

- ・変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
- ・変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位)
- 《変更前・変更後の平均熱貫流率》
- 変更前() 変更後() 増加率()%

窓の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少

- ・変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無
- ・変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位)
- 《変更前・変更後の平均熱貫流率》
- 変更前() 変更後() 増加率()%

(第三面 別紙)

【機械換気設備】

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、
これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

(イ) 送風機の電動機出力の10%を超えない増加

・室用途 ()

・変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

《変更前・変更後の送風機の電動機出力》

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

・室用途 ()

・変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

《変更前・変更後の送風機の電動機出力》 ※根拠となる仕様シートを添付すること

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ロ) 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加
(室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)

・室用途 (駐車場)

《変更前・変更後の床面積》

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

・室用途 (厨房)

《変更前・変更後の床面積》

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙)

【照明設備関係】

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
単位面積あたりの照明器具の消費電力の10%を超えない増加
・室用途 () ・変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 《変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力》 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
・室用途 () ・変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 《変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力》 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
・室用途 () ・変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 《変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力》 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
・室用途 () ・変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 《変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力》 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙)

【給湯設備関係】

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率の 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

給湯機器の平均効率の 10%を超えない低下

・湯の使用用途 ()

・変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

《変更前・変更後の平均効率》

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

・湯の使用用途 ()

・変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

《変更前・変更後の平均効率》

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

・湯の使用用途 ()

・変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

《変更前・変更後の平均効率》

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

【太陽光発電関係】

次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

(イ) 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少

《変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量》

変更前 システム容量の合計値 ()

変更後 システム容量の合計値 ()

変更前・変更後のシステム容量減少率 () %

(ロ) パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更

・パネル番号 ()

パネル方位角 □30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 □10度を超えない変更 () 度変更

・パネル番号 ()

パネル方位角 □30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 □10度を超えない変更 () 度変更